

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○特定計量器定期検査の実施（四件）……………

……………（生活文化スポーツ局計量検定所検査課）…

○都市計画事業の認可……………

……………（都市整備局都市づくり政策部緑地景觀課）…

○市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可

……………（都市整備局市街地整備部再開発課）…

○令和七年度管理理容師資格認定講習会及び管理美

容師資格認定講習会の指定……………

……………（保健医療局健康安全全部健康安全課）…

○平成七年東京都告示第三百三十二号（東京都の指

定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融

機関）の一部改正…（会計管理局管理部公金管理課）…

告示（公）

○警察署協議会委員の委嘱……………

告示

●東京都告示第千二百十号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び

特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十

号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面

積計を除く。）の定期検査を次のとおり実施するので、同
法第二十一条第二項の規定により告示する。
令和六年十二月六日

東京都計量検定所長 戸 澤 互

一 検査地域 杉並区

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五

十キログラム以下のもの（分銅及びおも

りを含む。以下「検査対象物」という。）。

ただし、ひょう量が二百五十キログラムを

超える非自動はかりを併せて使用する事業

所の検査対象物を除く。

三 検査期日

令和七年一月九日から同年三月二十七日ま

で（東京都の休日に関する条例（平成元年

東京都条例第十号）に定める休日を除

く。）

四 検査場所

（一）特定計量器（皮革面積計を除く。）の

所在の場所において、検査を実施する。

（二）のほか、東京都計量検定所（江東区

新砂三丁目三番四十一号）において、

午前九時から午後四時三十分まで検査

を実施する。

●東京都告示第千二百十一号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び

第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則（平成五年

通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、

特定計量器（皮革面積計を除く。）の定期検査を次のとお

り指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二

項の規定により告示する。

令和六年十二月六日

東京都計量検定所長 戸 澤 互

一 検査地域 墨田区

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五

十キログラム以下のもの（分銅及びおも

りを含む。以下「検査対象物」という。）。

ただし、ひょう量が二百五十キログラムを

超える非自動はかりを併せて使用する事業

所の検査対象物を除く。

三 検査期日

令和七年一月三十日から同年三月三十一日

まで（東京都の休日に関する条例（平成元

年東京都条例第十号）に定める休日を除

く。）

四 検査場所

（一）特定計量器（皮革面積計を除く。）の

所在の場所において、検査を実施する。

（二）のほか、東京都計量検定所（江東区

新砂三丁目三番四十一号）において、

午前九時から午後四時三十分まで検査

を実施する。

五 指定定期

検査機関

の名称

一般社団法人東京都計量協会

●東京都告示第千二百十二号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び

第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則（平成五年

通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、

特定計量器（皮革面積計を除く。）の定期検査を次のとお

り指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二

項の規定により告示する。

令和六年十二月六日

東京都計量検定所長 戸 澤 互

一 検査地域 墨田区、世田谷区及び杉並区

二 検査対象

非自動はかりであつて、ひょう量が二百五

十キログラムを超え二トン以下のもの及び

同一の事業所で併せて使用するひょう量が

二百五十キログラム以下のもの（分銅及び

おもりを含む。以下「検査対象物」という。）。ただし、ひょう量が二トンを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日
令和七年一月十四日から同年三月二十七日まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。）

四 検査場所
特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在の場所において、検査を実施する。

五 指定定期
検査機関
一般社団法人東京都計量協会の名称

●東京都告示第千二百十三号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面積計を除く。）の定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和六年十二月六日

東京都計量検定所長 戸 澤 互

一 検査地域
墨田区及び江東区

二 検査対象
非自動はかりであって、ひょう量が二トンを超えるもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が二トン以下のもの（分銅及びおもりを含む。）

三 検査期日
令和七年一月十日から同年三月二十八日まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。）

四 検査場所
特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在

の場所において、検査を実施する。

五 指定定期
検査機関
一般社団法人東京都計量協会の名称

●東京都告示第千二百十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき昭島都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。
令和六年十二月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称
昭島市

二 都市計画事業の種類及び名称
昭島都市計画公園事業第二・二・四号新畑公園

三 事業施行期間
令和六年十二月六日から令和九年三月三十一日まで

四 事業地
昭島市中神町字中新畑地内

収用の部分
使用の部分
なし

●東京都告示第千二百十五号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき囲町西地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。
令和六年十二月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 組合の名称

囲町西地区市街地再開発組合

二 事業施行期間
令和六年五月十五日から令和十一年三月三十一日まで

三 施行地区
中野区中野四丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日
中野区中野四丁目二十番四号
令和六年五月十五日

五 変更の内容
事業施行期間を令和十二年十月三十一日まで延長する。

六 定款及び事業計画の変更の認可の年月日
令和六年十二月六日

●東京都告示第千二百十六号

理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十一条の四第二項の規定に基づく管理理容師資格認定講習会及び美容師法（昭和三十二年法律第六十三号）第十二条の三第二項の規定に基づく管理美容師資格認定講習会を次のように指定する。
令和六年十二月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 講習会の主催者の名称及び所在地
公益財団法人理容師美容師試験研修センター

渋谷区笹塚二丁目一番六号 JMFビル笹塚〇一八階

二 講習日並びに講習会の会場の名称及び所在地

(一) 管理理容師

ア 令和七年四月十四日から同月十六日まで

国立オリンピック記念青少年総合センター
渋谷区代々木神園町三番一号
令和七年六月十六日から同月十八日まで
国立オリンピック記念青少年総合センター
渋谷区代々木神園町三番一号
(二) 管理美容師

ア 令和七年四月七日から同月九日まで
国立オリンピック記念青少年総合センター
渋谷区代々木神園町三番一号
令和七年四月十四日から同月十六日まで
国立オリンピック記念青少年総合センター
渋谷区代々木神園町三番一号
ウ 令和七年六月九日から同月十一日まで
国立オリンピック記念青少年総合センター
渋谷区代々木神園町三番一号
エ 令和七年六月十六日から同月十八日まで
国立オリンピック記念青少年総合センター
渋谷区代々木神園町三番一号
三 受講料
二万円

●東京都告示第千二百十七号

平成七年東京都告示第三百三十二号（東京都の指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関）の一部を次のように改正し、令和七年一月一日から施行する。

令和六年十二月六日

東京都知事 小 池 百合子

三の表(一)の部株式会社青森銀行の項中「株式会社青森銀

行」を「株式会社青森みちのく銀行」に改め、同部株式会社みちのく銀行の項を削り、同部株式会社愛知銀行の項中「株式会社愛知銀行」を「株式会社あいち銀行」に改め、同部株式会社中京銀行の項を削る。

告 示 (公)

●東京都公安委員会告示第414号

警察法（昭和29年法律第162号）第53条の2第3項の規定により、令和6年11月22日、警察署協議会委員を次のとおり委嘱した。

令和6年12月6日

東京都公安委員会

委員長 廣 瀬 道 明

記

警察署協議会名	氏 名
警視庁愛宕警察署協議会	吉 田 和 雄
警視庁日黒警察署協議会	小 林 慎 竜
警視庁日白警察署協議会	福 田 竜

発行	東京
電話	東京都新宿区西新宿二丁目八番一 号 〇三(五三二)一一一一(代)
郵便番号	163-8001
定価	本号 一箇月 六、六〇〇円 (郵送料を含む)
印刷所	三鈴印刷株式会社 東京都千代田区神田神保町三丁目三十二番地一 号 〇三(五二七六)〇八一(代)
郵便番号	101-0051